

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象とした金融支援

区分	県単独の措置	国の緊急対応策 -第1弾- (令和2年2月13日)			国の緊急対応策 -第2弾- (令和2年3月10日)		
所管	県(制度融資)				日本政策金融公庫		
資金	経営環境変化・災害対策資金	セーフティネット対策資金 (4号)	セーフティネット対策資金 (5号)	大規模経済危機等対策資金	新型コロナウイルス感染症 特別貸付		新型コロナウイルス対策マル経 (小規模事業者経営改善資金)
受付開始日	令和2年2月7日	令和2年3月2日	令和2年3月6日, 13日	令和2年3月13日	令和2年3月17日		令和2年3月17日
発動等	知事が定める社会的要因に追加	県の要請により、経済産業大臣が地域指定	経済産業大臣が全国的に業況が悪化している業種を指定	経済産業大臣が危機関連保証を発動	対策本部にて決定		対策本部にて決定
融資限度額 (※1)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	中小事業 3億円	国民事業 6,000万円	1,000万円
融資利率	0% (県が負担)	0% (県が負担)	0% (県が負担)	0% (県が負担)	中小事業 当初3年間 0.21%(※2) 4年目以降 1.11%	国民事業 当初3年間 0.46%(※2) 4年目以降 1.36%	当初3年間:0.31% 4年目以降:1.21%
					(※2) 利下げ限度額 中小事業:1億円 国民事業:3,000万円 利子補給制度あり(下記参照)		
融資期間	7年 (うち据置1年)	7年 (うち据置1年)	7年 (うち据置1年)	10年 (うち据置2年)	設備資金 20年 (うち据置5年)	運転資金 15年 (うち据置5年)	設備資金 10年 (うち据置4年) 運転資金 7年 (うち据置3年)
保証料率	0% (県が負担)	0% (県が負担)	0% (県が負担)	0% (県が負担)			
保証	一般保証	別枠保証 (融資額の100%を保証)		別枠保証 (融資額の100%を保証)			
担保	必要な場合あり	必要な場合あり		必要な場合あり		無担保	
資金用途	設備資金、運転資金	運転資金		運転資金		設備資金、運転資金	
融資対象者	下記に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者 ○最近1か月の売上高等が前年同月比で5%以上減少 ○最近1か月の期間を含めた今後3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる	下記に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者 ○最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少 ○最近1か月の期間を含めた今後3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる	下記に掲げる要件のいずれかに該当する指定業種(508業種)に属する事業を行っている中小企業・小規模事業者 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ※時限的な運用緩和として、2月以降最近3か月の売上高が算出可能となるまでは、 最近1か月の期間を含めた今後3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる場合でも可 ②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	下記に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業・小規模事業者 ○最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少 ○最近1か月の期間を含めた今後3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる	下記に掲げる要件のいずれかに該当する中小企業・小規模事業者 最近1か月の売上高が前年又は前々年同期比で5%以上減少 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者で、商工会議所等の長の推薦を受けた者のうち、 最近1か月の売上高が前年又は前々年同期比で5%以上減少	
認定の要否 (申請先)	不要	要 (事業所の所在する市町村長の認定)	要 (事業所の所在する市町村長の認定)	要 (事業所の所在する市町村長の認定)	不要		不要

(※1)「経営環境変化・災害対策資金」, 「セーフティネット対策資金」, 「大規模経済危機等対策資金」を併用した場合、県制度融資における融資限度額は最大1億5,000万円です。

支援制度の追加や修正が考えられますので、詳細につきましては、県および日本政策金融公庫にお問い合わせください。

特別利子補給制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付)	
適用対象	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、下記の要件を満たす者 ①個人事業主(フリーランス含み、小規模事業者(※3)に限る):要件なし ②小規模事業者(※3)(法人事業主): 売上高15%以上減少 ③中小企業者(上記①②を除く者): 売上高20%以上減少 (※3)小規模事業者 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種: 従業員 20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業: 従業員 5名以下
利子補給	期間: 借入後当初3年間 補給対象上限: 中小事業 1億円 国民事業 3,000万円